

○東京都市大学男女共同参画委員会男女共同参画室内規

平成 21 年 7 月 27 日
制 定

改正 平成 22 年 12 月 15 日 平成 24 年 6 月 18 日

平成 24 年 8 月 3 日

(趣旨)

第 1 条 東京都市大学男女共同参画委員会(以下「委員会」という。)規程第 6 条第 2 項の規定に基づき、男女共同参画室(以下「参画室」という。)の組織及び運営について定めるものとする。

(任務)

第 2 条 参画室は、委員会が決定した男女共同参画に関する方策を推進・実施することを任務とする。

(組織)

第 3 条 参画室は、次の者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 室員
- (3) 室員を補佐する者
- (4) その他室長が必要と認めた者

(室長)

第 4 条 室長は、学長が指名する。

- 2 室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 室長は、参画室の業務を統括する。

(室員)

第 5 条 室員は、学部長が専任教職員の中から指名する。

- 2 室員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 室員は、参画室の業務を行う。

(室員を補佐する者)

第 6 条 室員を補佐する者は男女共同参画の推進に関し専門的知識を有する者で、室長の指揮の下、男女共同参画に係る方策の推進・実施等の業務を行う。

(事務)

第 7 条 参画室の事務は、事務局において処理する。

(改廃)

第 8 条 この内規の改廃は、委員会の議を経て委員長が行う。

付 則(平成 24 年 8 月 3 日)

この規程は、平成 24 年 7 月 1 日より適用する。